

第 17 回教育委員会

平成 28 年 9 月 13 日
午 後 1 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第134号 大阪市高等学校教育審議会委員の委嘱について

議案第134号

大阪市高等学校教育審議会委員の委嘱について

1. 委 嘱

平成28年9月23日付をもって大阪市高等学校教育審議会委員を委嘱する

氏 名	現 職	大阪市高等学校 教育審議会規則 第3条による区分	任 期
大久保 敦	大阪市立大学 大学教育研究センター 副所長・教授	学識経験のある者 (科学教育)	平成28年9月23日 ～ 平成30年9月22日

2. 説明

大阪市高等学校教育審議会に諮問するにあたり、委員委嘱する。任期は、大阪市高等学校教育審議会規則第4条の規定に基づき、委嘱の日から2年間（平成28年9月23日から平成30年9月22日まで）とする。

3. 委員の略歴

○大久保 敦（おおくぼ あつし）氏の略歴

大阪市立大学 大学教育研究センター 副所長・教授

平成13年 山口大学アドミッションセンター助教授

平成17年 大阪市立大学 大学教育研究センター助教授

平成23年 大阪市立大学 大学教育研究センター副所長・教授

（平成25年4月1日～平成28年3月31日 大阪市立大学学長特別補佐）

(参考)

大阪市高等学校教育審議会規則

(組織)

第3条 審議会は、20名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。